

地方創生の推進に向けた連携と協力に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と宇和島海上保安部（以下「乙」という。）とは、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、それぞれが持つ知識、技能、人材、情報等を有効に活用し、防災教育の充実、地域の安全・安心の確保、環境保全、地方創生の推進等の取組みを通じて、本市の発展及び安全・安心な社会の構築に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 防災教育や職業教育の充実に関する事項
- (2) 地域の安全・安心や防災力向上に関する事項
- (3) 環境保全や環境啓発活動に関する事項
- (4) 地方創生の推進に関する事項
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（取組内容及び実施方法）

第3条 前条に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法等については、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲及び乙から書面による協定の終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく活動において相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年2月24日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市
市長

岡原文彰

乙 愛媛県宇和島市住吉町3丁目1番3号
宇和島海上保安部
部長

西本 嘉孝